

最低工賃の改正決定に関する公示

高知労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、高知県繊維産業最低工賃（令和4年高知労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年1月28日

高知労働局長 菊池 宏二

高知県繊維産業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 高知県の区域内で繊維産業に係る手作業による糸くず取り、ミシン作業によるネーム付け及びアイロンにより接着芯地を接着する業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 手作業による糸くず取りの業務については、次の表の産業欄、品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目		工 程	金 額	
成人女子・少年・少女服製造業	ニット製品 以外のもの (織物製)	ブラウス	糸くず取り	1枚につき	12円
事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	スポーツウエア上衣 (半袖を除く。)	糸くず取り	1枚につき	12円
		スポーツウエア下衣	糸くず取り	1本につき	13円
	ニット製品 以外のもの (織物製)	野球ユニフォーム上衣	糸くず取り	1枚につき	12円
		野球ユニフォーム下衣	糸くず取り	1本につき	14円
シャツ製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	ニットシャツ (Tシャツを除く。)	糸くず取り	1枚につき	11円
	ニット製品 以外のもの (織物製)	成人男子用 カッター シャツ	長袖	糸くず取り	1枚につき 12円
			半袖	糸くず取り	1枚につき 10円
下着製造業 (ニット製品を含む。)	ニット製品	ニット下着 (Tシャツを含む。)	糸くず取り (3箇所以上 について行う ものに限 る。)	1枚につき	6円
寝着類製造業 (ニット製品を含む。)	パジャマ		糸くず取り	1着につき	10円30銭

(2) ミシン作業によるネーム付け（2辺以上について縫い付けるものに限る。）の業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目	金 額	
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	1枚につき	5円

(3) アイロンにより接着芯地を接着する業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目	金 額
-----	-----	-----

(1)の表の産業欄に掲げる全産業	野球ユニフォーム下衣(無地)	1本につき	4円
	(1)の表の品目欄に掲げる全品目のうち、 野球ユニフォーム下衣(無地)を除くもの	1枚につき	5円

4 効力発生の日 令和7年2月27日